

卒業・進級判定基準

第10条 柔道整復科・鍼灸科・スポーツ科学科・理学療法科・作業療法科
・視能訓練科・言語聴覚科・トータルビューティー科・社会福祉科

1. 当該学年において、履修すべき学科目のうち、履修を認定されない学科（不合格）が1科目以上あれば、原則進級・卒業できない。
2. 履修すべき各学科目の何れかについて、出席回数が総授業時数の3分の2に達しない者は進級・卒業できない。
3. 進級・卒業できなかった者は留年となり、当該学年の学科目を履修し、評価を受けなければならない。
4. 不合格科目のある者の最終的な進級・卒業に関する判定は各判定会議により行う。

出席率	定期試験	成績評価	合否
66.70%	100～80点	A	合格
	79～70点	B	
	69～60点	C	
	59～0点	D	不合格

卒業と同時に取得する称号

称号	課程	学科名
専門士	文化・教養専門課程	スポーツ科学科(昼間部)
専門士	医療専門課程	柔道整復科(昼間部)
専門士	医療専門課程	柔道整復科(夜間部)
専門士	医療専門課程	鍼灸科(昼間部)
専門士	医療専門課程	鍼灸科(夜間部)
専門士	医療専門課程	理学療法科(夜間部)
専門士	医療専門課程	視能訓練科(昼間部)
専門士	医療専門課程	言語聴覚科(昼間部)
専門士	衛生専門課程	トータルビューティー科(昼間部)
高度専門士	医療専門課程	理学療法科(昼間部)
高度専門士	医療専門課程	作業療法科(昼間部)